

すすめよう！男女共同参画

問合先

役場企画課企画調整係
(内線212)

◆デートDVを知っていますか

配偶者やパートナーなどの親密な間柄で起こる暴力を、一般的にドメスティック・バイオレンス(DV)といいますが、その中でも交際相手から振るわれる暴力は「デートDV」と呼ばれています。

殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、あるいは交友関係を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動がデートDVにつながる暴力です。しかし、どんな間柄や事情があっても、暴力は絶対に許される行為ではありません。

◆お互いを尊重し対等な関係を

女性も男性も、誰もがデートDVの被害者または加害者になる可能性があります。次のような経験があるときは、気づかないうちにデートDVを受けていたり、相手の気持ちを傷つけていたりすることがあります。

- 気に入らないことがあると、殴ったり、蹴ったりする。
- 他の異性と話したり、仲良くしたりすると機嫌が悪くなり責める。
- どこで何をしているか、常に報告を求める。
- メールや通話履歴をチェックしたり、勝手にアドレス

を消したりする。

- 無理やりキスや性行為を求める。
- デート費用をいつも払わせたり、借りたお金を返さなかったりする。

何か不安に思うことがあったら、一人で悩まず、身近な友達、家族、先生など周りの信頼できる人や、相談窓口にご相談ください。また、相談を受けることがあったら、話をじっくりと聞き、相談窓口があることも教えてあげてください。

【相談窓口】

- 役場町民課町民相談・施設係（内線554）
 - 十勝総合振興局 保健環境部環境生活課（道民生活担当） ☎26-9029
 - 北海道立女性相談援助センター ☎011-666-9955
 - 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810(男性も相談できます)
 - 北海道警察 相談専用ダイヤル ☎#9110(24時間対応)
 - 駆け込みシェルターとかち ☎23-9911
- ※緊急時には110番通報か最寄りの警察署または交番へ